# 子ども・子育て新システム「基本制度」に関する意見

日本こども育成協議会 副会長 山口 洋

## 1. 「多様な事業主体の参入」と「多様な事業者の参入」の違い

- (1)「多様な事業主体」と明記する趣旨は参入規制を撤廃することであったが、「多様な事業者」という 文言では、現在まで事業主体による参入規制が存在しなかったような印象を受ける。多様な事業 主体の参入促進は少子化特別部会にて承認されてきた経緯があるが、現在までそれが全自治体 で実行されてこなかった事実を明確にするべきである。また、現在までの議論で「事業主体」を「事 業者」に変更するような後退的な議論が行われた事実はない。したがって、とりまとめには、「多様 な事業主体の参入」と明記すべきである。
- (2) 新たな事業主体の参入がなければ、多様なサービスが生まれてこない現状を改善することは困難である。
- (3) 多様な事業主体が参入することにより、競争による質の向上が期待できる。
- (4) 課題の一つである量的拡大が、多様な事業主体の参入により期待できる。 量的拡大は幼稚園の移行促進を図るだけでは不十分であり、また即効性が期待できない。
  - ① 現在の待機児童の約9割が0-2歳児
  - ② 待機児童の解消は急務であり、徐々に移行するのでは利用者のニーズに応えきれない。こども園(仮称)への移行には給食室を増やすのみでなく、3歳以上児・未満児の 異なる保育体制を整える必要があり、3歳未満児を受け入れたことのない施設が体制 を整えるには暫く時間を要する。
- (5) 株式会社などの多様な事業主体の参入により、質の向上・量的拡大に伴う財政需要の拡大も抑制できる。

#### 2、国による地方自治体の恣意的運営の把握が急務である

- (1) 2001年に国が株式会社の参入を認めてから10年が経過したが、2010年4月時点で認可保育所 運営の株式会社比率は1%未満、株式会社の参入を認めていない自治体は約70%存在する。 (例)最も待機児童が多いと推計される世田谷区では現在でも株式会社を排除している。
- (2) 国は地方の差別的、恣意的政策を把握し、制度の改正を待たずとも通達などで規制緩和の事実を周知するべきである。

## 3、多様な事業主体がそれぞれの特性を生かした運営をしていくことに参入規制を緩和する意味がある

- (1) 株式会社では借入金とは異なる、長期の安定した低コストの資金調達が可能なため、長期の設備 投資としては極めて有効な資金を得ることができる。また、利益を再投資することで、効率的に多施 設展開しようとするのも株式会社の特性である。社会資本である株式市場が社会発展の礎となって きたことは周知の事実であり、こうした株式会社の取組を阻害しているような運営費の使途制限、会 計基準、配当制約等の規制は直ちに見直されるべきである。
- (2) 新システムの制度設計においても、株式会社の参入を実質的に阻害することのないよう、指定の基準を透明化し、基礎自治体レベルでの恣意的な排除が行われることのないよう、制度的な担保措置を講じる必要がある。

### 4、多様なニーズに応えてきた認可外保育所等の施設が今後も大きな役割を担う

- (1) 今夏、企業においては、就業時間及び曜日の大幅な変更が計画されているが、それに対する保育園施設等の受け入れ体制は現段階では整っていない。
- (2) 以前から、日曜日・祝日・長時間保育への対応は公的支援が貧弱な株式会社などが運営する認可外保育所等の施設が担ってきており、今後もその状況が続くことを考えれば、このような主体に効果的に財政投入を強化する体制を整えることが必要ではないか。震災後、利用者の勤務形態が大きく変わる可能性があり、現在の認可保育所などの施設のみで対応していくことは困難であると予想される。

以上